

《受診証明貼付欄》 受診日と本人氏名のわかる陽性証明、領収書もしくは、調剤明細書、薬袋の現物または写しを添付し提出してください（証明書類の例は学校HPを参照してください）。

保護者各位

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

高崎商科大学附属高等学校
校長 安齊 義宏

新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜新型コロナウイルスの出席停止期間の基準＞

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。」

十分療養し、回復してから登校してください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、「医療機関での陽性証明、領収書もしくは、調剤明細書、薬袋等の現物または写し」を添付して学校へ提出をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たす必要があります。

※以下、保護者記入

切り取らず、そのまま提出してください

学校長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

科 年 組 番 氏名

1 受診	(1) 診断日	令和 年 月 日
	(2) 医療機関名	

2 療養	(1) 発症日 ※1	令和	年	月	日
	(2) 症状軽快日 ※2	令和	年	月	日
	(3) 登校再開日 ※3	令和	年	月	日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が始めた日のこと。受診先の医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登校再開は、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日として1日を経過していること。

金和 年 月 日 保護者氏名

- 学校記入欄：担任チェック後、回覧】※領収書（現物）は担任がコピーに差し替え、現物は返却

 - 添付されている受診証明の日付は、保護者が記載した診断日と一致している
 - 保護者が記載した発症日は、生徒の欠席初日（または早退日）と一致している

⇒ 不一致の場合は、出席停止初日の日付を記入_____月_____日

 - 出席停止初日は（終日・_____校時より）出席停止とした ※いづれかに○または記入
 - その他特記事項はない ⇒ 特記事項（

提出年月日

R 年 月 日